

## 奨学貸与金一部返還免除について

樫の芽会では、学業成績優秀であった奨学生や部活動で優秀な成績を挙げた者、或いは大学等から表彰を受けた者等の中から審査の上、選考した者に対し貸与した奨学金の一部返還（最大 50%）を免除する制度を実施しています。

詳細は以下の通りです。当該年度に貸与終了する奨学生の皆さんが対象です。卒業や新生活への準備等で多忙と思いますが、自信のある奨学生の皆さんは是非申込み下さい。

### 記

1. 返還免除の対象となる貸与奨学金：貸与終了時まで貸与した奨学金
2. 返還を免除する金額：最大 50%、申請のあった対象者ごとに理事会で決定する
2. 免除採用者数：数名
3. 応募資格者：当該年度に貸与終了する奨学生  
且つ在籍時に最低 1 回は学生懇談会へ参加した者  
免除申請機会は 1 回のみです
4. 応募方法：申込書と所属学校発行の「学業成績証明書」 1 通  
且つ、学業成績以外で成果をアピールする者は部活動成果、大学からの表彰状等、大学生活での成果を示すもの。  
\* 応募申請するその他成果に対して、その成果を得たコンクール、競技会、シンポジウム等の内容が判る書類、また、団体活動の場合は、その団体でどのような役割を果たしたかが判る書類等を提出して下さい。
5. 応募締切日：4月中旬（各年度毎に卒業生にお知らせします）
6. 選考方法：「学業成績証明書」や部活動成果、表彰の内容等を考慮し、選定する。
7. 選考及び通知：理事会で選考、決定し、直ちに応募者全員に選考結果を E-mail で通知  
或いは電話にて連絡する。5月中旬になります。

## 留意事項

1. 選考結果公表の際、応募者の氏名は公開しませんが、免除対象者については檜の芽会 HP 或いは檜の芽会報に氏名・所属学校、学年・勤務先等を公開することがありますのでその場合、許諾願います。
2. 提出書類に不備がある場合には、受け付けません。
3. 選考対象となるのは大学に在籍していた4年間（短大、高等専門学校の場合は2年間）の成績、成果です。大学院での成績は対象としません。
4. 選考された場合には、貸与終了時に全体の貸与金から免除された金額を引いた額で借用証書と返還計画を作成していただきます。

また、6月下旬ごろに開催する学生懇談会への出席をお願いするとともに、12月発行の檜の芽会報に寄稿をお願いします。テーマは「学生時代をどのように過ごしたか」（現役の奨学生の励みになるような内容をお願いします）。

# 奨学貸与金一部返還免除申込書

公益財団法人 檜の芽会 御中

奨学貸与金一部返還免除に応募したく、「学業成績証明書」その他、成果をアピールする書類と共に申込みます。

記

奨学生 No. \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

現在所属： \_\_\_\_\_

連絡先住所：〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

連絡がつく電話番号： \_\_\_\_\_

e-mail： \_\_\_\_\_

返還一部免除対象者に選考された場合、氏名、当時の所属学校（学科、学年）・現在勤務先等が檜の芽会 HP 及び檜の芽会誌に公開されることを許諾します。

また、檜の芽会報に寄稿します。

西暦 年 月 日

署名 \_\_\_\_\_ 印